

みずほレポート

2010年9月27日発行

中国商務部国際貿易経済合作研究院委託調査

中国企業の対外投資戦略

～走出去戦略の概要と投資先としてのアジアおよび日本の位置付け～

本誌に関するお問い合わせは
みずほ総合研究所株式会社
調査本部アジア調査部
主任研究員
酒向 浩二
koji.sako@mizuho-ri.co.jp
電話 (03) 3591-1375

みずほフィナンシャルグループは
「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」
をめざします。

Channel to Discovery

要旨

みずほ総合研究所では、2009年12月から2010年3月にかけて、業務提携先である中国商務部国際貿易経済合作研究院（中国商務部傘下のシンクタンク、以下、商務部研究院）に、「中国企業の対外投資戦略」に関する調査を委託した。その要旨は以下の通りである。

1. 中国の対外投資動向

- ・ 中国政府は、中国共産党第16回全国大会（2002年11月）において、「走出去（対外投資）」戦略を打ち出した。2000年代前半の中国は、輸出（製品）競争力が脆弱であると同時に輸入（部品・原材料）も多いために貿易黒字が伸び悩んでおり、企業の対外投資を奨励・支援することで、「グローバル企業と自主ブランドを育て、輸出競争力を高めること」が主な目的であった。そのため、投資認可の緩和（国レベルから省レベルへの移管など）や手続きの簡素化・スピードアップなどの規制緩和を段階的に進めた。
- ・ 2000年代半ばになると、対内直接投資の拡大で裾野産業が発展したために輸入代替（輸入品から国産品への切り替え）が進展して貿易黒字が伸長するようになり、外貨準備高も急増した。中国政府は、対外投資に必要な資金を中国企業に提供できるようになり、融資チャネルの拡充（在外子会社向け融資の緩和など）を図った。さらに、政府が、2004～2007年にかけて3回に亘って「対外投資国（地域別）産業指導目録」（対外投資ガイドライン）を発表したこともあり、中国企業は、海外投資を拡大するようになった。
- ・ 2000年代後半になると、パキスタンにおいて「海外経済貿易協力区」を建設（2006年12月完成）、アフリカ投資拡大のために「中国アフリカ開発基金」を創設（2007年6月）するなど、中国政府は、企業の途上国・新興国向け投資支援体制を強化するようになった。第17回党大会（前党大会から5年後となる2007年11月）において、「国際経済協力及び競争面で新たな優位性を獲得する」方針を明確に打ち出し、対外投資の目的として、従来の「ブランド強化」に、新たに「国際経済協力」を加えた。2009年8月には、「中国ASEAN投資協力基金」も創設している。

2. 中国の対アジア投資動向

- ・ 中国政府および企業は、対外投資先として、「距離的な近さ」、「文化的な近さ」、「補完関係」の3つの理由から、近隣のアジア地域を重視している。アジアの中では、投資の8割超が集中する香港を、中国企業の国際展開上の実質的なゲートウェイとして最重視しており、次いでASEAN、中央アジアの順となっている。
- ・ 中国と当該3地域との間では、経済連携協定が締結されている。香港とは、2003年から「経済貿易緊密化協定(CEPA)」を発効、ASEANとは2002年に「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」を締結、2010年1月には「中国・ASEAN FTA」を発効し

ている。また、中央アジア諸国とは2001年に「上海協力機構」を発足、2007年には加盟国間で「経済貿易協力要綱」を締結している。こうした経済連携協定は、中国企業がこれらの地域に投資する際に、権益が保護され、内国民待遇を受けるなどの点で、プラスに作用している。

3. 中国の対日投資可能性

- ・ 近年、「尚徳電力 (Suntech Power)」による太陽電池モジュールメーカー「MSK」(2006年)買収、「蘇寧電器」による家電量販店「ラオックス」買収(2009年)、「山東如意」によるアパレル大手「レナウン」への戦略出資(2010年)など、中国企業による対日投資(特にM&A)が行われるようになってきている。
- ・ ただし、現時点においては、中国企業の対日投資は、まだ小規模にとどまっているのが実情である。中国企業が、日本の高い生産コスト、厳しい就労ビザ発給条件、保守的な企業風土などを対日投資上の障壁と受け止めているためであり、さらに、中国企業自身の日本における知名度の低さや日本市場に対する理解不足もある。
- ・ 一方で、日中両国には、産業構造、需給関係、技術水準など様々な面で高い相互補完性がある。中国企業は、日本企業に技術や管理手法を学ぶことで国際競争力を高めることが可能となり、日本企業は、中国企業の労働力や資金力を活用して広い市場を開拓することが可能となる。中国企業による対日投資の潜在需要は大きいと考えられる。

4. アジア域内において日中協力が期待される分野

- ・ 今後、中国が、アジアにおける対外投資を拡大するにあたって、日本と協力できる分野としては、資金提供(外貨準備高の活用)、インフラ整備などが考えられる。資金需要の強いアジア域内のインフラ整備に、外貨準備高1・2位の中国・日本が資金供給を行えば、工業化と都市化の促進によって、アジア全域の経済成長・所得向上に繋がる。
- ・ 産業・企業分野においては、中国企業は伝統産業の競争力が強く、日本企業はハイテク産業が強い。日中両国の企業は連携することで相互補完し、アジアの様々なレベルの消費ニーズに対応していくことが可能であり、日中企業は、共栄・共存が期待できる。

商務部研究院は、中国企業が、政府の走出去政策に沿って対外投資を進めていること、投資先としてアジアを重視していること、アジア域内における日中協力の可能性があることを指摘している。国内市場が伸び悩む日本企業にとって、アジア市場開拓の強化は喫緊の経営課題である。成長著しい中国企業との資金面も含めた連携は、アジア市場を取り込むうえで、有力な選択肢の一つとなりそうだ。 以上

(みずほ総合研究所 アジア調査部 主任研究員 酒向浩二)

目次

はじめに（みずほ総合研究所）	4
第1章. 中国の対外投資動向（商務部研究院）	5
(1) 対外投資政策	5
(2) 企業の海外進出に対する支援策	10
(3) 中国企業による対外投資	15
第2章. 中国の対アジア投資動向（商務部研究院）	20
(1) 中国政府の対アジア投資政策	20
(2) 投資額の推移	22
(3) 大型投資事例	23
(4) 対アジア（国・地域別）投資事例一覧	25
第3章. 中国の対日投資可能性（商務部研究院）	28
(1) 対日投資の可能性	28
(2) 対日投資の課題	29
第4章. アジア域内投資において日中協力が期待される分野（商務部研究院）	31
解説（みずほ総合研究所）	32
結び（みずほ総合研究所）	37

図表目次

図表 1 中国外貨準備高の推移(1978年-2008年)	5
図表 2 2003-2008年中国対外直接投資の推移	15
図表 3 2008年中国対外直接投資フロー・ストックの業種別内訳	15
図表 4 中国企業の対外投資および対アジア投資（フロー）	22
図表 5 中国企業の対外投資および対アジア投資（ストック）	22
図表 6 中国政府が打ち出した主な「走出去」関連政策	32
図表 7 中国の貿易黒字額と外貨準備高推移	33
図表 8 中国企業の対アジア投資（フロー）推移	34
図表 9 近隣諸国・地域との経済連携を進める中国	35
図表 10 中国企業の対日投資事例	36

はじめに（みずほ総合研究所）

中国企業は、近年、対外投資を拡大しており、先進国においては、「技術」・「ブランド」や「経営ノウハウ」の獲得を目的とした、M&A（買収（過半出資）・戦略出資（数10%出資））の動きが目立っている。「レノボ」による「IBM（米）のPC部門」買収（2004年）は世界を驚かせ、その後も、「南京汽車」による「MGローバー（英）」買収（2005年）や「吉利汽車」による「フォード」（米）傘下のボルボ（スウェーデン）」買収（2010年8月）など、中国企業が米欧企業を買収するケースは続いている。

日本企業も中国企業によるM&Aのターゲットとなっている。「無錫尚徳電力（Suntech Power）」が太陽電池モジュールメーカーである「MSK」を買収（2006年8月）、「蘇寧電器」が家電量販店「ラオックス」を買収（2009年7月）、「山東如意」がアパレル大手「レナウン」に戦略出資（40%、2010年7月）するなど、マネーの拠出者として、中国企業の存在感は徐々に高まっている。

一方で、中国企業の途上国・新興国向け投資は、資源獲得のための投資に加え、市場獲得のためのグリーンフィールド投資（現地法人設置）が多いようである。中国企業は、市場獲得に関しては、価格競争力を武器に市場開拓を進めており、家電大手「ハイアール」がパキスタンに工業団地を建設するなど、大規模投資も行われている。

中国企業の海外進出が加速している背景には、中国政府が、国策として企業の海外進出を奨励していることがある。中国語では「走出去」（外に出て行くという意味）戦略と呼ばれる企業の対外投資を後押しするため、2兆ドルを超えて世界最大となった外貨準備高を積極的に活用し始めている。さらに、近隣アジア諸国を中心に「自由貿易協定」や「投資協定」の締結を加速することで対外投資の法制面における環境整備を進めていることも、中国企業の海外進出の追い風になっているとみられる。

このような現状を踏まえ、みずほ総合研究所では、2009年12月から2010年3月にかけて、業務提携先である中国商務部国際貿易経済合作研究院（北京を本拠とする中国商務部傘下のシンクタンク）に、「中国企業の対外投資戦略」に関する調査を委託した。特に、日本企業にとって関心の高い、アジア向け投資に重点を置くよう依頼した。

本レポートは、この委託調査結果をまとめたものである。内容は4章構成であり、第1章「中国の対外投資動向」では、中国企業の対外投資の全体像を明らかにしている。第2章「中国の対アジア投資動向」では、中国にとってのアジア投資の重要性をみている。第3章「中国の対日投資動向」では、中国企業による対日投資の可能性に関し、中国側の見解を述べている。第4章「アジア域内投資において日中協力が期待される分野」では、アジア域内における日中連携の可能性を展望している。

「世界の工場」となり累積経常黒字が拡大する中国は、「投資大国」への道を辿り始めている。本稿が、中国の対外投資戦略を理解する一助となれば幸いである。

第1章. 中国の対外投資動向（商務部研究院）

(1) 対外投資政策

① 「走出去」戦略の目的

「走出去(海外進出)」戦略は、中国経済のグローバル化推進に向けた重要な取り組みである。中国経済は、1990年代に成長軌道に乗り、1990年代末には、一部産業において国際競争力を備えるようになった。21世紀の新たなチャンスとチャレンジを前に、中国政府は「走出去」戦略を打ち出し、中国企業の様々な形式による国際経済協力を奨励している。中国企業の「走出去」が規模を拡大するにつれて、その進出先も新たな広がりを見せ、「国内」と「国外」の2つの市場と資源を活用することが、企業の海外展開における重要な目的となっている。

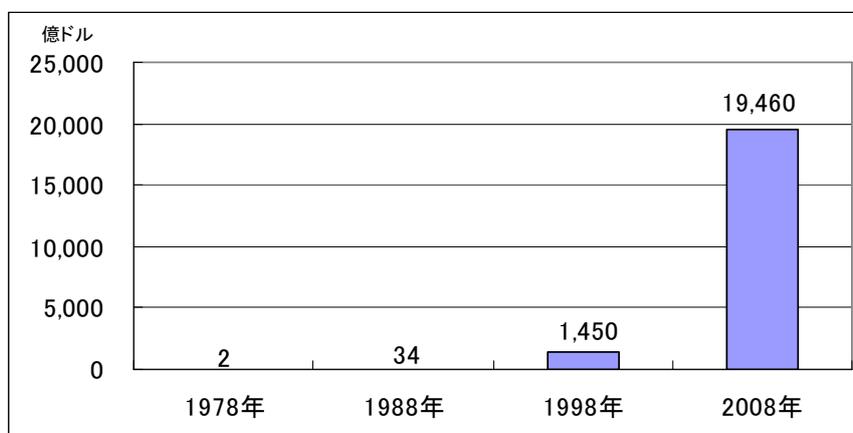
政府の「走出去」戦略提起の狙いは、有力企業の国際市場開拓やグローバル経営の展開を多方面から奨励・支援することにある。投資に関する意思決定は企業レベルで行われ、政府の役割は、指導や奨励面に集中している。政府は、投資意欲と能力のある企業が、投資受入国に歓迎されるように、また、より市場機会の多い投資先に投資を行うように導くと同時に、市場情報の偏りを是正し、企業が可能な限り正確に情報を把握し、その上でより適切な判断が下せるようにサポートしている。

② 対外投資政策の規制緩和

中国企業は比較的速い発展を遂げており、対外貿易の発展に伴い、対外投資能力も徐々に向上している。さらに、外貨準備高も増加の一途を辿ったことから、中国政府は、対外投資に十分な資金を中国企業に提供できるようになっている。

改革開放後、長い間少額にとどまっていた中国の外貨準備高は、1978年末の2億ドルから1988年末には34億ドル、1998年末には1,450億ドル、2008年末には1兆9,460億ドルに達した（図表1）。

図表1 中国外貨準備高の推移(1978年-2008年)



(注) 2009年末は2兆3,992億ドル
(資料) 商務部研究院

対外投資実績の蓄積、受入国の投資政策及び投資環境の改善に加え、利用できる外貨準備高が急増したことで、中国政府は企業の対外投資活動に対する規制を徐々に緩和しており、規制緩和は、以下の点に顕著に表れている。

a. 対外投資管理モデルの改革を実行し、「許可制」を「ネガチェック制」に

「許可制」というのは、計画経済の行動モデルの踏襲であり、政府投資案件や政府資金を活用した企業の投資案件が多く許可されるという偏りが見られたが、「ネガチェック制」にしたことで投資の適用範囲が広がった。また「許可制」では、政府が『管理者』と『投資家』といった立場から企業の投資案件を審査していたが、「ネガチェック制」においては、政府は『管理者』としての立場からのみ投資案件を審査することになる。

主に『管理者』として「経済安全保障、効率的な資源開発と利用、生態系の保護、公共利益の保障、寡占の防止」等を審査し、『投資家』に代わって「案件の市場見通しや経済効果、資金源、製品の技術ソリューション」等を審査するということになった。

b. 政府による企業の対外投資に関する管理をルール化し、管理の流れを簡略化

省レベルと商務部（国）レベルによる 2 段階の審査が必要とされ、30 営業日以内に承認の可否判断が下される少数の案件を除けば、対外投資を行う企業のほとんどが申請書を 1 枚提出するだけで、3 営業日以内に「企業境外（海外）投資証書」が交付される。

その「証書」を基に外貨・銀行・税関・外事等の関連手続きを行うことができる。

c. 政府による審査対象のハードルが引き上げられ、管理権限を下級機関に委譲

2009 年 5 月 1 日に施行された「境外（海外）投資管理弁法」では、商務部は少数の重要な海外投資案件に対する許認可権限のみを保留し、海外投資案件の約 85%は省レベルの主管部門が管轄することになっている。

商務部への申請が必要な案件としては、国交のない国への投資、中国側の投資額 1 億ドル以上の投資、複数の国(地域)の利益に関わる投資及び特定目的会社の設立等がある。

③ 重点国・地域・分野とその選定基準

中国政府は投資活動の中でサービスと情報の提供という役割を担い、主に「対外投資国（地域）別産業指導目録」と「対外投資国(地域)別指南」を制定し、企業に対し指導とサービスを行っている。

a. 対外投資国（地域）別産業指導目録

2004年7月、商務部と外交部が共同で発表した「対外投資国（地域）別産業指導目録」（対外投資ガイドライン）には、67の対象国・地域がリストアップされ、対象業種も多岐に渡っている。同「目録」の対象国及び地域は以下の原則により確定されている。

1. 周辺の友好国・地域
2. 経済的な相互補完関係にある国・地域
3. 主要貿易相手国・地域
4. 戦略的パートナー国・地域
5. 世界の主たる地域経済共同体メンバー国・地域

対象となる産業は、中国の産業構造や優位性、投資受入国が積極的に外資を導入している分野と市場特性、中国の対外投資奨励分野等を総合的に考慮して選定されている。

2005年10月に商務部と外交部が28カ国・地域を対象とする「対外投資国（地域）別産業指導目録(二)」を共同で発表し、2007年には商務部・外交部・国家発展改革委員会が32カ国・地域を対象とする「対外投資国（地域）別産業指導目録(三)」を公布し、これにより「対外投資国（地域）別産業指導目録」が取り扱う国は127カ国・地域となった。中国政府は今後も諸外国の産業に対し目録方式を採用し、企業と受入国政府のウィンウィン関係を目指していくことになる。

b. 対外投資国(地域)別指南

2009年4月、商務部研究院、商務部在外大使館経済商務参事処、商務部投資促進事務局が共同で作成した「対外投資協力国（地域）別指南」によって、まず20カ国・地域に対する投資ガイドラインを発表し、翌5月末に55カ国・地域、更に6月末には87カ国・地域を対象とするガイドラインが発表され、同「ガイドライン」の対象国は計162カ国・地域となった。その内容は多岐にわたり、「即時性」・「客観性」・「権威性」・「有効性」・「持続性」という5つの特性を備えたものになっている。政府が情報の偏りを是正し、企業の対外投資に対して情報サービスを提供する上で欠くことのできない取り組みの一つと言える。

④ 自由貿易協定・投資協定と対外投資の関わり

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)と二国間投資協定(BIT: Bilateral Investment Treaty)は、中国政府が地域経済協力を展開するための重要な手段である。

WTO協定の重要な補足という意味合いで、FTAは、中国が諸外国と二国間貿易または地域貿易を行うにあたってより多くの選択肢を提供している。中国が締結したFTAには、投資協力に関連する内容が一部含まれている。FTA締結国・地域の大部分がWTO加盟国・地域であるという前提の下、FTAは投資家の保護、市場参入、内国民待遇等のさまざまな面で柔軟な対応がとられ、投資家の投資活動に、より良い環境を創出している。

中国は2010年1月現在、以下8件のFTA¹を締結している。

1. 香港との経済緊密化協定 (Close Economic Partnership Agreement:CEPA)
2. マカオとの経済緊密化協定 (CEPA)
3. 中国-ASEAN FTA
4. 中国-パキスタン FTA
5. 中国-チリFTA²
6. 中国-ニュージーランド FTA
7. 中国-シンガポール FTA
8. 中国-ペルーFTA

さらに、以下6つ³の国・地域との交渉中で、インドや韓国とのFTAも検討中である。

1. 湾岸協力会議(サウジアラビア、UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール)
2. オーストラリア
3. アイスランド
4. ノルウェー
5. 南部アフリカ関税同盟 (南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、スワジランド、レソト)
6. コスタリカ

¹ (筆者注) この後、2010年6月29日、中国と台湾は、海峡兩岸経済協力枠組み協定 (Economic Cooperation Framework Agreement:ECFA) を締結、同年9月12日に発効した。

² 2010年2月1-5日に行われた中国-チリFTA第六回協議において、双方は大きな成果を上げ、条項について大筋合意に達した。

³ (筆者注) この後、2010年4月8日、中国とコスタリカはFTAを締結した。

BIT は、中国ともう一方の当事者により締結される、特定の意味・範囲を有する政府間協定である。いずれか一方の締結国の投資家が、他方の締結国の領域内において投資を行う際には、同協定によって有利な条件が付与される。一般的に同協定の主な内容としては以下が挙げられる。

1. 双方で投資を促進・保護するための原則を定める。
2. 締結相手国の投資家に内国民待遇を供与する。
3. いずれか一方の締結国の投資家の投資財産が、他方の締結国領域内において収用、国有化または同様の効果を有するその他措置を受けることを制限する。公共目的と国内法の規定を理由とする差別的でない収用の場合は、これに補償を与えるものとする。
4. いずれか一方の締結国の投資家が、他方の締結国の領域内に投資や収益を移転する場合は、交換可能な通貨によって当該移転当日の受入国の為替相場に基づき遅滞なくそれを行うものとする。
5. 協定の法的位置付けと紛争解決のプロセスを明らかにする。

中国は多くの国・地域⁴とBITを結んでいるが、これらは中国企業と締結相手国の企業による相互投資に向けてより確かな基盤を築き、投資活動及びこれに付帯する収益に明確な保障を与え、投資家の不安感を取り除くことで投資活動を促進している。

⁴ (筆者注) 2009年8月にASEANと新たに締結し、同年末時点で123カ国・地域と締結済である。

(2) 企業の海外進出に対する支援策

中国政府は、企業のグローバル経営を奨励・支援しているが、その主な内容は以下の通りである。

① 政府の指導指針

中国共産党第 16 回全国代表大会(2002 年 11 月、党大会は 5 年に 1 回開催され、党幹部が選出される)の活動報告では、「引進來(外資導入)と走出去(海外進出)の双方を結合させた路線を堅持し、対外開放レベルを総合的に引き上げる。優位性のある企業の対外投資を奨励・支援することで、製品と労働力輸出を促し、実力を備えたグローバル企業とブランドを作り上げる。」と提起された。

5 年後の第 17 回党大会(2007 年 11 月)では、「対外開放という基本的国策を堅持し、引進來と走出去をより緊密に結び付け、対外開放の対象分野を広げる。安全かつ効率的な開放型経済システムを確立し、経済のグローバル化という条件下で、国際経済協力及び競争面で新たな優位性を獲得する。」ことが打ち出された。

② 政府の奨励政策

a. 二重課税の防止

2007 年 3 月公布の「中華人民共和国企業所得税法」によって企業に法的根拠が与えられることになった。同法では以下のように規定している。

- ・ 中国国外を源泉とする課税所得がある居住者企業および中国国内に拠点を設立している非居住者企業が、中国国外で所得を得た場合は、当期の納付税額から国外所得納付税額を控除することができる。
- ・ 控除限度額は、当該所得について本法の規定に基づき計算した納付税額とする。控除限度額を超過した部分は、以降 5 カ年度内に、各年度の控除限度額から当期の控除税額を差し引いた後の残額から追加控除できる。
- ・ 居住者企業が直接あるいは間接的に支配する在外企業から取得した中国国外を源泉とする配当収入、所得利益配分などの投資収入に関して、国外で納付した所得税額については、当該居住者企業の控除可能な国外所得税額として、控除限度額の範囲内で控除することができる。

中国は 2009 年 10 月現在、86 カ国と「二重課税防止協定」を締結し、対外直接投資を行う企業の所得にかかる二重課税コストを低減している。

b. 融資チャネルの拡充

国内企業の外貨資金運用と経営の利便化及び支援、国内企業の効率的な資金利用、在外企業に対する融資チャネルの拡大、国内企業の「走出去」の促進などを目的に、中国国家外為管理局は国内企業(金融機関を除く)が許可限度額内で、契約で定める金額、金利及び期限により、国外で合法的に設立した全額出資子会社あるいは出資先企業向けに直接融資を行うことを許可している。

外為管理局は国外貸付の残高管理を行い、国内企業は外為管理局の許可する限度額内において、一括または分割で国外に資金を送金することができる。国外への貸付残高は、国内企業の純資産の30%を超えてはならないほか、国外借入企業の登記関連書類で定める中国側の投資合意額を超過してはならない。貸付限度額の使用期限は、外為管理局の限度額承認日から起算して2年間とし、期間満了前であれば、延長申請を行うことができる。

中国企業の対アフリカ投資の促進と支援を目的に、2007年6月に「中国アフリカ開発基金」の管理のための中国アフリカ開発基金有限公司が設立された。第一期の資金は国家開発銀行からの融資を受け、自主経営、市場化運営、リスクの自己負担をベースとする経営を行い、主にアフリカの開発投資及び貿易を行う中国企業とその案件に対し資本参加を実施し、企業が資金不足を解消するためのサポートをしている。

国務院は2009年、「中国ASEAN投資協力基金」の創設を承認した。基金管理会社の設立、資金調達及び案件データベースの構築等の業務は、主に中国輸出入銀行が担当している。基金の規模は総額100億ドルが見込まれているが、第1期は10億ドルの規模になる。同基金は主にASEAN諸国のインフラ建設支援を目的とし、中国企業向けの融資に利用される。

③ その他の支援策

上記の政策以外にも、中国政府は「対外投資協力国(地域)別指南」の作成、「対外投資国(地域)別産業指導目録」の公布、政府間の貿易あるいは投資協力システムの確立、対外投資の管理・監督強化及び投資評価システムの構築等を通じて、中国の対外投資企業向けのサービスを提供し、そのバックアップを充実させている⁵。

a. 対外投資の管理・監督強化

2002年、対外経済貿易部(2003年に商務部に改組)と外為管理局は共同で「対外投資連合年度検査暫定弁法」を制定した。これに基づき、対外投資の状況、在外中国経済機関による在外企業の評価、投資主体及び投資主体が設立した在外企業の対外投資関連規定の遵守状況が検査される。年度検査報告書は商務部と外為管理局が作成する。

対外投資企業は、規定の期限内に政府部門のホームページから報告書をダウンロードし、在外企業に関する内容を厳密に記入する。報告書の内容は真実かつ有効なものでなければならない。対外投資企業は、5月15日までに、記入済みの年度検査報告書各1部を商務部

⁵ 「対外投資国(地域)別産業指導目録」と「対外投資国(地域)別ガイドライン」の詳細はP7参照。

主管部門と外為局に送付しなければならない。年度検査の結果は、年度検査証明印が押された日から1年間有効とする。

年度検査の結果が1級の場合は、優先的に国の対外投資優遇助成政策が受けられ、外貨・税関・税制・職員の出入国等の手続きで優遇される。

2級の場合は、優遇助成政策の対象とはならない。

3級の場合は優遇助成政策の対象外となるほか、投資主体に1年の改善期間が与えられる。翌年の年度検査の結果が再度3級であった場合は、1年間新たな対外投資活動を行うことが禁じられる。

年度検査の申告を怠った企業については、当該企業の対外投資における外貨購入と支払い、対外保証等の申請を暫定的に受理しないほか、在外企業の新規設立や在外職員の派遣に関する申請も不受理とする。

b. 対外投資総合業績評価の実施

2002年、対外経済貿易部は「対外投資総合業績評価弁法」を公布し、「対外投資の総合的な業績評価システム」を確立した。同弁法では、対外経済貿易部が全国の対外投資総合業績評価業務の計画、調整及び監督を行い、中央政府直轄の各企業および地方の商務主管部門は、直属企業の対外投資に対し総合的な業績評価を実施することが規定されている。

毎年4月1日から6月30日を総合業績評価実施期間とし、在外企業を「サービス貿易」・「製造業」・「資源開発」の3つに分類し、「資産運営状況」・「資産の質」・「債務返済能力」・「将来性」・「社会貢献度」の5分野につき、具体的な指標によって在外企業の業績を数値化する。

評価結果は在外企業年度検査の主な内容の一つとなり、各地方対外経済貿易主管部門及び中央企業の年度検査業務に活用される。なお、業績評価に参加しない企業は、全て年度検査不合格と見なされる。

c. 対外直接投資統計制度の整備

2002年、対外経済貿易部と国家統計局は共同で「対外直接投資統計制度」を発表した。中国はこれを機に、中国企業の対外直接投資に関する総合的な統計を開始し、公表するようになった。実際の統計作業の中で改正や補足を行い、統計制度の形が徐々に整えられていったが、2008年12月に次のように定められている。

商務部が国家統計局の統一的要求に従い、全国の対外直接投資関連の統計業務を主管し、各省・自治区・直轄市（北京・天津・上海・重慶）・計画単列市（省レベルの経済管轄権限を有する市、大連・青島・寧波・アモイ・深セン）の商務主管部門と中央企業の対外直接投資に関する統計作業を管理し、それらを取りまとめて全国の対外直接投資統計資料を作成する。

外為管理局は全国金融業の対外直接投資統計業務を主管し、国内金融企業の対外直接投資に関する統計作業を管理し、それらを取りまとめて金融分野の対外直接投資関連の統計

資料を作成し、それを商務部に提出する。

各省レベルの商務主管部門は、管轄行政区域内の対外直接投資に関する統計業務を担当し、自行政区域内の非金融部門投資企業の対外直接投資に関する統計作業を管理し、それらを取りまとめて自行政区域内の対外直接投資についての統計資料を作成し、それを商務部に報告・提出する。

中国企業の対外直接投資の規模が拡大するにつれて、統計報告書の従来の公表サイクルでは人々の要求に対応できなくなってきたために、2009年12月、国家統計局の同意を得て「対外直接投資統計制度」の四半期速報が月次速報に改められることになった。

④ 中国製品のブランド競争力向上に対する支援策

中国政府は自主ブランドの育成及び発展に力を入れており、自主ブランドを確立・発展させ、自主ブランドと自主知的財産権の保有及び自主イノベーション能力の強化を同時に進めようとしている。

「商標法」によって商標の形式、登録手続き、保護方法が明確に規定されているが、他人の登録商標を盗用した場合（無断製造や他人の登録商標が付いている商品の販売等を含む）、権利被侵害者の損失を賠償し、かつ罰金を科す以外に、法機関は直接の責任者に対し法に基づき刑事責任を追究することができる。

2005年、商務部・国家発展改革委員会・財政部等の8つの部・委員会は「輸出ブランド発展支援に関する指導意見」を公布し、輸出企業の自主ブランドを発展させるという戦略的目標を打ち出すとともに、その促進メカニズムを構築することを定めている。具体的な内容は以下の通りである。

a. 多層的かつ全方位的な輸出ブランド育成メカニズムを構築

中国商務部は仲介機構と専門家に委託して、全国範囲で基礎的条件の整った、発展ポテンシャルの高い輸出ブランド（商務部が重点的に育成・発展を考える輸出ブランド）を確定し、重点的にそれらを育成し、輸出ブランドのナショナルチームを結成する。

また、各地域は地域経済の特徴と発展状況を鑑み、自地域の輸出ブランドを確定し、明確な支援策を打ち出し、重点的に育成する。重点育成対象に選ばれた輸出ブランドは、「育成成果・定期的調整・優勝劣敗」の原則に基づき常に育成対象の先進性と代表性を維持する。

b. 海外での商標登録を奨励し、ブランドを確立

多くの輸出企業が海外で積極的に商標登録を行うことを奨励・支援し、国際的に通用する品質管理体系、環境管理体系、業界認証を実施し、海外営業機構やアフターサービス体系等の自主ブランド確立のための基本作業を行い、中国自主ブランド確立の全体的な水準を高める。

同時に、先進国の成功事例を参考に、基礎的条件の整った、発展ポテンシャルの高い自主ブランドを選んで重点的にそれを育成する。短期間に世界的自主ブランドを確立し、それを他の輸出企業が見習うべき手本、方向性および原動力とし、モデルを示すことによって全国的な自主ブランド確立事業をけん引していく。

また、民営経済に対する支援を強化し、農産物輸出企業にも重点を置きつつ輸出ブランドの育成を支援する。

c. ブランド輸出企業の内外取引の一体化を奨励した上で「走出去」を加速することを提案

海外投資と外貨使用の簡便化措置を講じて、ブランド輸出企業の対外投資規模の拡大を奨励し、グローバル経営を進めて国際的な研究開発・生産・販売・サービス体系を徐々に構築していく。

有名輸出企業が優遇借款や各種支援策を活用して被援助国（中国が経済援助する国）で輸出ブランド品を加工・生産・組み立てができるように優先的に手配する。

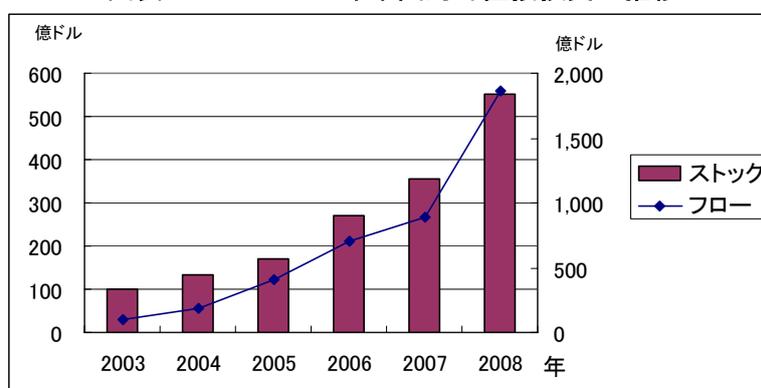
(3) 中国企業による対外投資

① 投資額の推移

2003年の中国による対外直接投資フロー額はわずか28.5億ドル⁶、ストック額は332億ドルであった。しかしながら2008年、対外直接投資フロー額は559.1億ドル、ストック額が1,839.7億ドルに達し（図表2）、投資先は世界174カ国・地域に跨り、在外企業の総資産額は1兆ドルを超えた。

2009年（速報値）は、世界122カ国・地域、2,283社の在外企業に直接投資が行われ、非金融部門の投資総額は433億ドルで、2009年末現在の中国の対外直接投資総額は2,200億ドルを突破している⁷。

図表2 2003-2008年中国対外直接投資の推移



(注1) 左軸：フロー、右軸：ストック

(注2) 2003-2005年のデータは非金融部門の対外直接投資の統計。2006-2008年は全業種（非金融部門+金融部門）の対外直接投資の統計。

(資料) 中国対外直接投資統計 2008年

2008年の中国企業による対外直接投資の規模は図表3の通りである。

非金融部門の対外直接投資フロー額は418.6億ドルで前年比68.5%増、在外企業は売上高5,343億ドルを達成し、前年比58.3%増を記録した。また、国内中国企業と在外中国企業との輸出入額は1,792億ドルに達し、輸出だけでみると前年比29.4%増の321億ドルとなっている。なお、在外企業の就業者も102.6万人に上り、うち外国人は延べ45.5万人となった。

金融部門の対外直接投資フロー額は140.5億ドルで、内、銀行業が132.0億ドルを占め、その他は証券・保険となっている。2008年末現在、中国国有商業銀行は米国・日本・英国を中心に28の国と地域に43支店、20の付属機関を置き、8.1万人の就業者のうち7.9万人が外国人である。保険業は、2008年末時点で、12社が海外進出している。

図表3 2008年中国対外直接投資フロー・ストックの業種別内訳

	フロー (億ドル)			ストック (億ドル)	
	金額	前年比 (%)	シェア (%)	金額	シェア (%)
合計	559.1	111.0	100.0	1,839.7	100.0
非金融部門 対外直接投資	418.6	68.5	74.9	1,472.8	80.1
金融部門対 外直接投資	140.5	741.0	25.1	366.9	19.9

(資料) 中国対外直接投資統計 2008年

⁶ 中国は2003年から対外直接投資統計制度の整備を開始して、対外直接投資統計公報を発表している。

⁷ (筆者注) 2009年（速報値）は、非金融部門の投資総額は478億ドル、2009年末の対外投資総額は2,458億ドル。

② 投資目的

中国企業の対外投資の目的は多岐にわたり、市場開拓や販路の確立を目的とする企業、国際貿易に貢献し輸出競争力を高めようとする企業もあれば、資源を確保し、自身の持続的発展を合理的に推し進めようとする企業もある。

業種別にみると、2008年の対外投資企業のうち「製造業」が31.3%、「卸売業と小売業」が19.7%、「リース業とビジネスサービス業」が14.5%、「建設業」が6.8%、「鉱業」が6.2%を占め、この5業種で全体の約78.5%を占めている。

a. 市場開拓や販路の確立、国際貿易に貢献して輸出競争力を高める

中国経済の急速な発展が産業の発展や企業規模の拡大を促進し、生産量世界一を占める工業製品は既に210品目に達している。産業の発展と生産力の急増により企業の輸出依存度が高まり、その生産力が目下の国内需要を大幅に超えていることもあり、企業は対外投資によって生産力を有効活用し、海外市場を開拓していくことが求められている。

こうした状況を受けて、「レノボ」や「ハイアール」等の耐久消費財メーカーや紡績アパレル企業が、近年揃って対外投資に乗り出し、欧米やASEAN、アフリカ等の国々に生産拠点を設けるようになった。

「京東方」等のハイテク企業は、グローバル化の過程で対外投資を通じて自社の研究開発力と技術レベルを向上させ、技術レベルの高い先進国にR&Dセンターを置き、現地の研究資源や人材を有効活用すると同時に、市場需要を把握し、実際のニーズにマッチした製品開発を行っている。

事例1. 「レノボ」による「IBM(米)・PC部門」の統合

レノボ・グループは2004年5月、米IBMの全PC事業を買収したと正式に発表した。実質的な買収金額は17.5億ドルで、レノボは6.5億ドルを現金、6億ドル相当をレノボ株式の割り当てによって支払い、IBMのPC事業の負債5億ドルを引き継いだ。

株式については、レノボは1株あたり2.675香港ドルで、IBM向けに新株8.21億株と無議決権株式9.216億株を発行した。買収完了後の持株比率は、レノボの持株会社であるレノボ・ホールディングスが約45%、IBMが18.5%となった。買収対象にはIBMの全世界のノートPC及びデスクトップPC事業が含まれ、これによりレノボは5年間の「Think Pad」ブランド使用权を獲得した。

レノボによる事業統合後、本社はニューヨークに置かれ、従業員数は1万9千人に上る。主要生産拠点は引き続き中国に置かれ、新生レノボの初代社長にはIBM出身のステイブ・ウォード、会長にはレノボの楊元慶が就任した。この買収によりレノボは世界第3位のPCメーカーとなり、買収後の2006年第1四半期には早くも黒字を達成している。統合3年目の2008年には、2007年の売上高167.8億ドルを記録したことで世界(売上上位)500社の仲間入りを果たしている。レノボはIBMのPC事業買収により、世界第3位の個人ユーザー向けPCメーカーとなり、一気にグローバル企業への転換を果たすことになった。

事例 2. 「京東方」による「ハイディスプレイ（韓）」買収

2003年1月22日、北京京東方科技集団(BOE)は、韓国ハイディスプレイ(ハイニックス半導体傘下)のTFT-LCD事業を3.8億ドルで買収した(買収後の法人名はBOEハイディスプレイ)。第2、第3、第3.5世代の3つの生産ラインを擁する生産設備と構築物、工場建屋及びその他固定資産や販売網等の無形資産が買収対象となった。

しかしながら、京東方がハイディスプレイの事業を引き継いだ後も、赤字解消には至らなかった。小型液晶パネルの設備が(世界的に)一気に生産稼働したことで、市場の需要構造に変化が生じ、競争が激化した。2004年下半年から、BOEハイディスプレイは巨額の赤字に陥り、京東方が2005年と2006年の欠損をもたらす最大の要因となった。

京東方は、2006年9月に、韓国の裁判所に対してBOEハイディスプレイの会社更生手続の申し立てを行った。2007年11月には、連邦倒産法に基づき米連邦裁判所によって韓国における破産の事実が認定された。こうして京東方のBOEハイディスプレイ投資は一応の決着をみることになった。

京東方の韓国ハイディスプレイ買収は、管理面で貴重な教訓となったほか、技術水準の向上に一定の効果があったということを確認したい。

b. 資源を確保し、自身の持続的発展を合理的に推し進める

2007年、中国の粗鋼生産は世界の総生産量の約33%、石炭生産は世界の総生産量の約38%を占め、セメント生産では世界の総生産量の約45%を占めている。中国石油天然ガス・中国海洋石油・中国アルミの対外投資は、自社の資源調達の長期安定化を主要目的としているが、それは強い企業に発展していくための不可欠の条件となっている。

中国は「世界の工場」として高品質・低価格の製品を全世界に向けて輸出しているという関係上、国内の資源備蓄だけでは、世界の需要を満たすことができない。加えて、利益を確保するためには、工業産業チェーンの上流に位置する資源開発企業が、資源調達の安定性確保に努めてその規模を拡大し、国際市場における大口商品であるエネルギー・鉱物価格の変動からくる企業コストの変動リスクを低減する必要がある。

事例 1. 「中国石油天然ガス」による「ペトロカザフスタン」買収

ペトロカザフスタンはカナダに本社を置き、石油・天然ガス資産の買収・探査・開発・精製から原油及び精製品の販売までを一貫して手掛ける国際的石油企業である。主な資産と業務拠点は全てカザフスタンに置かれている。買収合併前はトロント・ニューヨーク・ロンドン・フランクフルト・カザフスタン等の証券取引所に上場していた。

2005年10月26日、中国石油天然ガス(CNPC)が41.8億ドルでペトロカザフスタンの買収に成功した。これは中国企業の国外における単独投資額として過去最高を記録するとともに、巨大上場企業の1社を完全買収した初めてのケースとなる。2005年の全世界のエネルギー企業買収の中でも2番目に規模の大きい案件となった。

中国石油天然ガスのペトロカザフスタン買収成功は、中国企業の対外投資の大きな一歩となった。

事例2. 「中国海洋石油」による「米ユノカル」買収

2005年3月、中国三大石油・天然ガス会社の一つである中国海洋石油（CNOOC）は、年初に売却を公表した米ユノカル上層部と接触を始め、6月23日に185億ドルでユノカルを買収すると発表した。買収の理由として、ユノカルが掘り当てた石油・天然ガス資源の約70%がアジアとカスピ海地域に集中していることが挙げられた。買収によって、ユノカルの資源を中国海洋石油が握る中国国内市場に投入することで、莫大な経済効果を生むことが予想された。

7月2日、中国海洋石油は対米外国投資委員会に対し同社のユノカル買収に対する審査を要請する通知書を提出したが、7月20日にユノカル取締役会は、対抗馬であった米シェブロンを買収提示額（171億ドル）を受け入れ、株主総会に承認を求めた。中国海洋石油はこれに強い遺憾の意を表明した。

中国海洋石油は、現金185億ドルという提示額には依然高い競争力があり、シェブロンに勝ると考えていた。ユノカルの株主にとっても、中国海洋石油の提示が優位であることが明らかなことから、中国海洋石油は「当社としては提示額を引き上げるつもりはない」と主張した。米国国内の国家安全保障に関わる懸念と政治的圧力に加え、既にかなりの高額に達していた提示額をさらに引き上げることはなく、8月2日、中国海洋石油はユノカル買収案の撤回を決定した。中国海洋石油によるユノカル買収失敗は、中国企業の対外投資には政治を含むさまざまな障害があり、その道は決して平坦でない事を示している。

事例3. 「中国アルミ」と「米アルコア」による「リオ・ティント（英豪）」共同買収

中国最大の非鉄金属企業である中国アルミは、酸化アルミニウム（アルミナ）生産量世界第2位、電解アルミニウム生産量世界第3位、アルミ材生産量では世界第5位のシェアを有している。リオ・ティントは世界の三大資源メジャー（他の2社は、BHPビリトン（英豪）・ヴァーレ（ブラジル））で、2007年の生産量統計によると、ボーキサイトで世界トップ、鉄鉱石・電解アルミニウム・ウランで第2位、酸化アルミニウムで第4位、銅精鉱で第5位となっている。

積極的に新たな対外投資チャネルの開拓を続けていた中国アルミは、2008年1月31日、米アルミ大手のアルコア社と共同で140.5億ドルを出資し、ロンドン証券取引所でリオ・ティントの株12%を取得し、同社の単独筆頭株主（中国アルミの持分は9.3%）となった。

2009年2月12日、リオ・ティントと中国アルミは戦略的提携協定に合意し、リオ・ティントは中国アルミによる195億ドルの増資（中国アルミの持分は18%に上昇）を決定した。ところが、その年の6月、リオ・ティントの取締役会は中国アルミと戦略的提携を行う方針を撤回、中国アルミに対し1.95億ドルの賠償金が支払われることになった。

中国アルミのリオ・ティントへの増資失敗は、リオ・ティントの財務状況が、金融危機の影響から脱して好転したことと関係がある。また、西側諸国の「中国脅威論」もある程度影響したと見られる。

③ 海外投資企業の属性

企業の投資力と投資意欲の高まりに伴い、中国の対外直接投資の多様化が進んでいる。「中国対外直接投資統計公報」のデータによれば、2008年末時点で対外投資を行っている国内企業は計 8,557 社ある。

内訳は、民間企業が 5,856 社（68.4%、株式会社 755 社、有限会社 4,299 社、合資会社など 802 社）、国有企業が 1,380 社（16.1%）、その他の形態（集団所有制企業など）が 1,321 社（15.4%）となっており、近年、国有企業の割合がやや低下している。

また、地域別にみると、非金融部門の対外直接投資企業のうち、中央企業はわずか 5.6%で、各省市企業が 94.4%を占めている。中でも浙江、江蘇、山東、広東、福建、上海、黒竜江の 6 省 1 市が全国内投資企業の 70.2%を占めている。

第2章. 中国の対アジア投資動向（商務部研究院）

政府の奨励・誘導に加え、企業の積極的な取り組みもあり、中国はアジア地域でさまざまな形式の投資を展開し、中国企業の対アジア投資が急拡大している。

(1) 中国政府の対アジア投資政策

中国政府はアジアを非常に重視している。さらに、中国企業もアジア市場を開拓したいと考えていることもあり、香港・マカオ、ASEAN、中央アジアを重点投資先とする構造が形成されている。

① 中国の対外投資におけるアジアの位置づけ

アジアは中国企業の対外投資の最も重要な投資先だと言えるが、その主な理由は以下の通りである。

a. 距離的な近さ

アジア諸国の多くが中国と地理的に近い位置関係にあり、対外投資の事前視察などの投資コストを抑えることができ、投資リスクに直接的に対応しやすい。地理的に近いということは、物流コストを抑えるのにも有利である。

b. 文化的な近さ

アジア諸国は中国と文化的に近い国が多い。経済・貿易面の交流の歴史も長いことから、双方の企業や政府のコミュニケーション上の困難が比較的少ない。長期にわたる人的交流により言語的障害が比較的少ないので、企業の投資リスクが軽減される。

c. 補完関係

双方の政府が共に企業の投資を推進している。中国は「走出去」戦略を実施して企業の対外投資を奨励しており、投資受入側の政府も中国企業の投資を歓迎し、政策上の保障・支援がある。協力の一例として、中国初の「海外経済貿易協力区」がパキスタンに設立されている。

② アジアの重点国・地域・分野とその選択理由

中国企業のアジア諸国・地域投資のうち香港・マカオ、ASEAN、中央アジアの3カ所が投資集中地域になっている⁸。

a. 香港・マカオ

1980年代の改革開放初期、香港・マカオ地区は本土企業が世界を目指す際の最初の場所であったが、1997年の香港返還以降、香港と本土の経済的結びつきが一層強まっている。2003年から本土と香港・マカオは「経済貿易緊密化協定（CEPA）」とそれに続くいくつかの補足協定を結び、それにより双方の経済・貿易面の協力が大幅に促進され、「ヒト・モノ・カネ」の流動性の高まりに大きく貢献している。

b. ASEAN

地理的に隣接していること、言語や文化的背景が似ていること、長い交流の歴史と友好関係が中国の対ASEAN投資の基盤になっているほか、政府による促進策も投資増加の重要な要因となっている。1991年に中国とASEANの間で正式（公式）対話が開始されて以降、中国とASEANの関係は急速に好転した。

2002年には「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」が締結され、2010年1月1日には「中国・ASEAN自由貿易協定」を本格的に始動させている。これらが中国企業の対ASEAN投資を促進する重要な要素になっている。

c. 中央アジア

中央アジア諸国も中国に隣接しており、古くから中国とは政治的にも経済的にも密接な関係にある。2001年6月、中国・ロシア・カザフスタン・キルギス・タジキスタン・ウズベキスタンで上海協力機構を発足させ、同年9月には「上海協力機構加盟国の地域経済協力展開の基本目標と指針および貿易と投資の促進に関する覚書」を締結した。

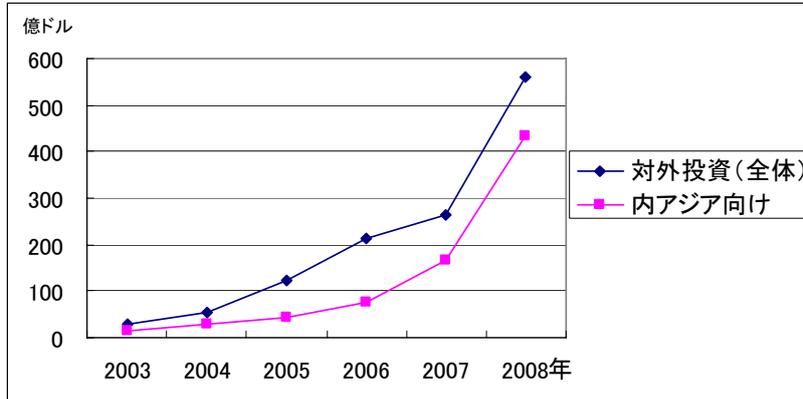
2007年には、「上海協力機構加盟国の多国間経済貿易の協力要綱」を締結し、投資促進などの7つの作業チームを立ち上げ、中国の対中央アジア投資が一段と促進されている。

⁸ 周密主編『中国対外経済合作30年』中国商務出版社、2008年12月

(2) 投資額の推移

中国企業の対アジア投資は急成長している。企業はさまざまな分野で各種投資・提携方式を積極的に模索している。2003年には15.1億ドルであった投資額が急増し、2008年には435.5億ドルに達している。年平均伸び率は94.6%で、ほぼ毎年倍増している(図表4)。

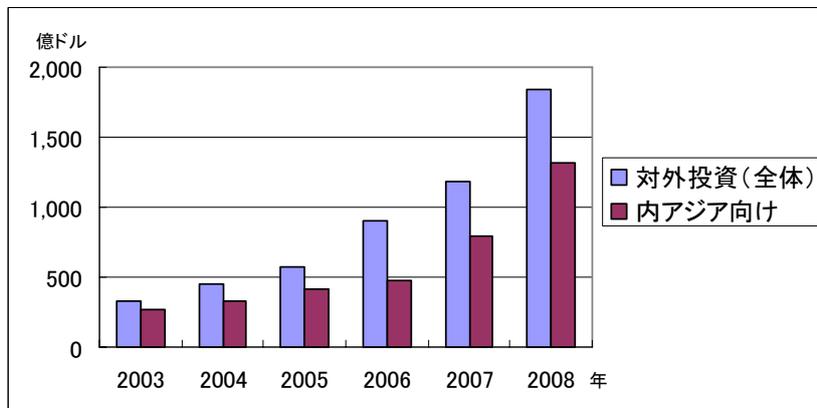
図表4 中国企業の対外投資および対アジア投資(フロー)



(資料) 商務部研究院

2003年から2008年にかけて中国企業のアジア諸国への投資残高は266.0億ドルから1,313.2億ドルに増え、年平均伸び率は31.5%になっている(図表5)。

図表5 中国企業の対外投資および対アジア投資(ストック)



(資料) 商務部研究院

(3) 大型投資事例

事例 1. 「新希望」による ASEAN 市場開拓

農業分野での提携が中国企業のアジア諸国への投資・提携の重要分野の一つになっている。新希望集団は中国農業産業化重点企業及び中国トップ 500 社（売上ベース）の一つであり、飼料・乳業・肉食品加工・化学工業・金融/投資・不動産等の事業を扱っている。

新希望は 1996 年には海外市場の視察を始め、ベトナムを起点に東南アジア諸国の市場を入念に分析して回った。1999 年、ベトナム・ホーチミン市工業開発区に同社初の海外工場となるホーチミン新希望飼料有限公司を入居させ、2001 年にはハノイにも新希望公司を創設し、フィリピン・パンパンガ州でもフィリピン（パンパンガ）新希望飼料有限公司の建設準備を始めた。

2009 年末現在、新希望はベトナムに 4 工場、フィリピンに 2 工場、インドネシアに 2 工場を擁し、生産・販売ネットワークもほぼ完成し、投資収益率も中国国内をはるかに上回っている。

事例 2. 「ハイアール」による海外経済貿易協力区（パキスタン）の建設

1980 年代、ハイアールグループの張瑞敏社長は「ハイアールを世界のブランドに」戦略を打ち出し、1998 年には国際化戦略を全力で進め、工業団地式の発展がハイアール国際化戦略の重要な方式の一つとなっている。その代表的な例に、パキスタンの工業団地がある。

「ハイアール・ルバ工業団地」（ハイアール（55%出資）とルバ（パキスタン財閥企業）の合弁）はパキスタン第二の都市・ラホールにある。2001 年に一期工事が始まり、2002 年に正式開業している。ハイアールが自社使用し、主に冷蔵庫・エアコン・洗濯機・電子レンジ・テレビ等の家電製品を生産している。その後、同工業団地周辺は、「ハイアール・ルバ経済区」として整備拡張され、中国商務部が認可した「海外経済貿易協力区」第一号となった。また、パキスタン政府の認可による「パキスタン中国経済特区」でもあり、2006 年 11 月 26 日の完成式典には胡錦濤国家主席とパキスタンのアジズ首相が出席している。

33 万平米の二期工事もすでに着工し、三期工事では 2 平方キロが計画されている。二期・三期特区には主に中国企業を誘致する。ハイアールによって確立された生産・販売ルート及び物流基盤、高効率かつ質の高い全方位的サービスによって、中国企業のためにパキスタン及び周辺の南アジア・中東市場開拓のための国際的なプラットフォームを構築する。中国の家電・自動車・建材・紡績機械・アパレル・サービス・貿易分野のブランド企業を誘致して、自主知的財産権を有する世界に通用する中国ブランドクラスターを形成する。

事例3. 「華立」による海外産業チェーンの形成

浙江華立集団は1998年に「技術革新・資本経営・国際化」という3大中長期発展戦略を掲げ、業界特有の競争環境と発展の必要性に基づき主力製品の50%以上を海外で販売し、投資収益の50%以上は海外プロジェクトから得るという戦略目標を打ち出した。

2000年にタイに初の海外工場を設け、数年後には地元メーカーとして一定規模の市場シェアを誇るようになり、さらにその後、アルゼンチン・ウズベキスタン・インドにも合弁及び独資の組立工場を建設している。華立は生産販売分野だけでなく、海外研究開発センターの設立にも積極的で、イスラエルとカナダに研究開発センターを設立し、現地のエンジニアを採用して国際展開を強化している。

なお、同社は、通信分野と医薬分野の2事業を有しており、両分野で異なる発展方式が採用されている。通信分野では「拿来主義（買収主義の意味）」が採用されている。2001年、華立はフィリップスのCDMA移動通信コアチップ設計部門と米ナスダック上場のPFSYを買収し、その1年後にはCDMA携帯電話機の重要部品であるベースバンドチップを開発して、米クアルコム社の長期寡占の打破に成功している。

医薬分野では自主開発が進められている。良質な原料の十分な供給と実際の臨床効果によって抗マラリア薬「アルテミシニン」を主力商品とし、自主知的財産権・自主ブランド・独自の販売ネットワークを結合させた完全な産業チェーンを形成している。既にアフリカ・東南アジア・南太平洋の40余りの国で登録され、現地の薬品販売業許可を受けている。

(4) 対アジア（国・地域別）投資事例一覧

① NIES（香港、台湾、シンガポール、韓国）

a. 香港

- ・ 本土企業の対香港投資は膨大な数に上る。その大部分が香港を基盤に国際事業を発展させるケースである。

b. 台湾

- ・ 2010年、「上海航空」が台湾支社を設立。

c. シンガポール

- ・ 1992年、「中国建筑発展」が現地法人設立。
- ・ 1993年、「中遠控股」がシンガポールで上場。
- ・ 1994年、「中国五鉱集団」が現地法人設立。
- ・ 1997年、「中国航油」が現地法人設立。
- ・ 2003年、「華旗資訊」が現地法人設立。

d. 韓国

- ・ 2002年10月、「上海汽車集団」が5,900万ドルで米GMの韓国の新合弁会社「GM大宇オートアンドテクノロジー」の株式10%を取得。
- ・ 2003年、「京東方」が「韓国ハイディスプレイ」のTFT LCD事業に出資。
- ・ 2004年、「上海汽車集団」が「韓国双龍自動車」を買収。
- ・ 2005年、「青島金王」が韓国釜山に工場を設立しアートルウソクを生産。

② ASEAN5（タイ・マレーシア・インドネシア・フィリピン・ベトナム）

a. タイ

- ・ 1990年、「中国有色鉱業集団」と「タイ鉱源」がバンコクに「泰中有色金属国際（合弁会社）」を設立。
- ・ 2001年、「華為」が現地法人設立。
- ・ 2000年、「華立集団」が現地法人設立。
- ・ 2002年、「ハイアール」が現地法人設立。2007年4月、「ハイアール（タイ）」が日本の「三洋ユニバーサル電機」タイ冷蔵庫工場を買収。

b. マレーシア

- ・ 2002年、「北京同仁堂」が現地法人設立。5年後にクアラルンプールとペナンに支店を2店出す。
- ・ 2009年、「中国工商銀行現地法人」がマレーシア中央銀行発行の経営許可証を取得。

c. インドネシア

- ・ 1996年、「中国保険」が現地法人設立。
- ・ 2007年、「中鋼集団」が現地法人設立。
- ・ 2007年、「中国工商銀行」がインドネシアの「ハリム銀行」の株式90%を取得し、「ハリム銀行」の名称が「中国工商銀行インドネシア有限公司」に改められる。
- ・ 2007年、「中国海洋石油総公司」、「Hong Kong Energy」、インドネシアの栽培業者「SMART Tbk」の3者が再生エネルギー合弁プロジェクトに調印し、パームオイルを主原料とする再生ディーゼル油とサトウキビあるいはキャッサバを主原料とする再生エタノールの開発に乗り出す。
- ・ 2009年、「中国遠洋集団中遠散貨運輸」と「国際環球（インドネシア）集団」が合弁で

「中散インドネシア環球船務」を設立。

d. フィリピン

- ・ 2007年、「中国国家電網」、「フィリピン・モンテオログリッドリソーシズ」、「カラカハイパワー」の企業連合が落札後に共同で合弁会社を設立。「中国国家電網」が40%の株式を保有し単独筆頭株主となる。2009年1月15日、合弁会社が本格的なフィリピン国内の送電を開始。

e. ベトナム

- ・ 1996年、「新希望」が対ベトナム投資の機会を模索し始める。2009年末現在、ベトナムに4つの生産工場を所有。
- ・ 1999年、「TCL」がベトナムに工場を設立、「TCL」のASEANにおける主要生産拠点となる。
- ・ 2002年、「力帆集団」がベトナムに工場を設立。中国が初めてベトナムに設立した二輪車集団連合企業として既にベトナム全土に140以上の二輪車販売代理店を設立している。2008年、「力帆・ベトナム二輪車製造会社ハノイ支社」が正式開業。

③ GLM（カンボジア・ラオス・ミャンマー）

a. カンボジア

- ・ 1995年、「光大木業」が、ベニヤ板工場（主な製品は単板・合板・用材及びその他の木製品）を建設。
- ・ 1998年、中国・香港・カンボジア企業の3者で「カンボジア製薬」を設立。当時、同社はカンボジア唯一の既成薬生産工場となる。
- ・ これ以外にも多くの中国の繊維アパレル企業がカンボジアで生産。

b. ラオス

- ・ 2004年、「雲南中寮鋳業開発投資」とラオス政府が「ラオスヴィエンチャン盆地カリウム塩鉱山採掘生産協定」を締結。ラオス政府発行の「投資許可証」と「採掘許可証」を取得。
- ・ 2008年、「紅塔集団」が「ラオス寮中好運煙草」の株式61%を買収。

c. ミャンマー

- ・ 2006年、「雲南華能瀾滄江水電」、「雲南和興投資開発」、「雲南機械設備進出口」の3者が出資して設立した「雲南聯合電力開発」が開発建設を担当、「華能瀾滄江」が株式を保有し、BOT方式でミャンマーのシュエリ1級水力発電所を建設。
- ・ 2008年、「中国有色集団」と「ミャンマー鋳業部第三鋳業公社」が貢山ニッケル鋳山プロジェクト（「中国恩菲」が設計）に投資。

④ 南アジア（インド・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ）

a. インド

- ・ 1999年、「華為」（通信設備メーカー）がインドに進出。吸収と転換により同社海外最大規模となる技術研究開発センターを設立。
- ・ 1999年、「中興通迅」（通信設備メーカー）がインド市場進出を視野に現地に4人の社員を置く。2003年、インドの国営通信キャリア「BSNL」の公開入札でDWDMプロジェクトを落札したことで「中興通迅」のインド市場への進出が加速。2005年、「TATA」や「Reliance」をはじめとするインドの民間企業が、通信キャリア市場に続々参入してきたことで市場は高度成長段階に入り、「中興通迅」のインドにおける地位は一段と高まっている。
- ・ 2000年、「TCL」と「インド巴郎」が合弁会社を設立したが、2002年には利益不一致により両者袂を分かち、「TCL」がインド市場から撤退。2年後、「TCL」はインドに再進出。2008年までに19支社を設立したが、2009年、金融危機の影響を受け18支社の閉鎖を余儀なくされ、残っているのは1支社。

b. パキスタン

- ・ 2001年、「ハイアール」が「パキスタンハイアール・ルバ工業団地」の建設を開始。2006年、同工業団地を基軸とした周辺の経済区は中国商務部が建設を認可した初の海外経済貿易協力区及びパキスタン政府が建設を認可した「パキスタン中国経済特区」となる。
- ・ 2002年、「神華集団」とシンド州政府は覚書に調印。神華集団が石炭埋蔵量13億トンの採掘区（50平方キロ）を獲得。第一採掘区の埋蔵量は2.8億トン。規模（初期）は石炭年産350万トン、発電所60万キロワット、BOOT方式（建設・運営・所有・移譲）を採用し、発電を行う。
- ・ 2007年、「中国移动集団」が新興市場で通信事業を展開する「Millicom」傘下のパキスタンの携帯キャリア「Paktel」の株式88.86%を取得。

c. バングラデシュ

- ・ 2001年に設立された「中孟陶瓷」が2002年に正式開業。バングラデシュにおける中国企業最大民間投資プロジェクト。
- ・ 2003年、「山西运城制版集団」がバングラデシュにハイテク企業「运城制版バングラデシュ」を設立。

d. スリランカ

- ・ 2004年、「華為」が現地法人設立。主に通信市場の開発を行う。

第3章. 中国の対日投資可能性（商務部研究院）

近年、中国企業の対日投資が行われるようになり、いくつかの成功例も出てきているが、更なる拡大のためには、なお大きな障害がある。

(1) 対日投資の可能性

日本は東アジアで経済発展水準の最も高い国として、多くの分野で世界トップレベルの競争力を持っている一方、中国はこの30年余りで急速な経済発展を遂げている。

日中両国には、産業構造、需給関係、技術水準等さまざまな面で高い相互補完性がある。中国企業は日本企業に技術や管理手法を学び国際競争力を高めることが求められ、日本企業は中国の労働力コスト上の優位性を活用してより広い市場を開拓していく必要がある。客観的に見て、中国企業の対日投資需要は比較的大きく、以下のような成功事例がある。

事例1. 「無錫尚徳電力」(Suntech Power) のMSK買収

2006年8月、中国の太陽電池メーカー大手の無錫尚徳電力（Suntech Power）は日本のMSK社を買収すると発表した。MSKは日本最大の太陽電池モジュールメーカーである。尚徳電力はケイマン諸島で法人登記を行い、米ナスダックと中国で上場している。

事例2. 「蘇寧電器」のラオックス買収

2009年6月、「蘇寧電器」は日本の家電小売企業ラオックスを買収すると発表した。ラオックスは秋葉原に主要店舗を置き、東京証券取引所第2部に上場しており、この事例は中国の上場企業が日本の上場企業を買収した最初のケースになった。

蘇寧電器のケイマン子会社がラオックスの新株約8億円分と新株予約権約2億1,000万円分（行使価額）を引き受け、同社株の30%近くを保有する筆頭株主になった。同時に、ラオックスは、以前からの取引先で、中国人観光客を顧客とする日本観光免税（筆者注：中国企業、旧名は上海新天地）に新株7億円分と新株予約権（行使価額は合計約1億9,000万円）を割り当てた。これによりラオックスは合計約19億円を調達し、秋葉原での仕入れや回転資金を改善すると同時に、優先株式の償還に充てた。

ラオックスの各株主が新株予約権をすべて行使した場合、蘇寧電器子会社の持ち株比率は29.33%、日本観光免税が25.67%で、両社の合計は55.0%となる。ラオックスはすでに蘇寧電器と日本観光免税から取締役4人と監査役2人を受け入れており、事実上、蘇寧電器の子会社となっている。

(2) 対日投資の課題

中国企業の対日投資は行われるようになったものの、投資金額はまだ小さい。対日投資にさまざまな懸念を抱いている中国企業も少なくなく、投資しても上手くいかないケースも多い。主な問題点と課題として以下が挙げられる。

① 主に日本市場側の課題

a. 日本政府の外資に対する審査が厳しい

1950年の「外国投資法」制定以降、外資に対する審査が厳密に規定されてきた。1980年代以降、日本の外資政策が徐々に開放的になり、1991年には「外資企業及び外国製品の市場参入促進法」が制定され、税制や融資面で優遇策が打ち出されているが、長年の習慣が外資の日本進出を慎重にさせている。

また、日本はWTOのサービス市場開放に関する約束に対し比較的保守的な態度をとっていることもあり、外資が日本に進出するにはかなりの労力を要する。

b. 日本国民の意識が比較的保守的

日本人は、アメリカ文化は高く評価するが、他の国の文化に対する評価は低い。しかも国産品・国内企業を好む傾向があり、海外企業の日本市場開拓を一層困難にしている。

仏カルフルは2000年に日本市場に進出したが、業績が芳しくなく、2005年に日本市場から撤退しているが、中国企業の日本市場の開拓も同じようにカルチャーギャップという問題がある。日本の消費者に認められるのは難しく、雇用や管理手法にも他国と大きな違いがあり、これらが中国企業の投資に大きな影響を与えている。

長い間、外資による日本企業のM&Aがあまり行われて来なかった理由は、日本企業の組織体制が他国と異なるということに加え、文化の違いから日本企業の従業員は外来のM&A者に対し反発する風土があることが挙げられる。

c. 対日投資の運営コストが高い

日本貿易振興機構（JETRO）の調査によれば、対日投資コストはフランスの11倍、米国の7倍、ドイツの5倍、イギリスの4倍である。法人税率が高く、労働力を集めにくく、物価が高く、工業用地購入費用が高く、事務所や住宅保証金等のコストも比較的高い。

d. 優遇策が少ない

ほとんどの国で外資誘致のためのさまざまな（税制）優遇策がある。日本にも多少の優遇策はあるが、これまでの規制を緩和しているに過ぎず、周辺の国や地域（ASEANなど）の優遇策に比べるとその差は大きい。

e. ビザ規制が厳しい

外資系企業の場合、日本人正社員を雇用しないとビザが発行されない。また日本政府は、外資系企業駐在員が外国から日本への異動を行う際、異動前に、外国の事業所において、連続して1年以上勤務していなければならないとしている。

② 主に中国企業側の課題

a. 中国企業の力が相対的に弱く、日本市場でまだ認められていない

日本は戦後数十年の間に学習と技術イノベーションを通じて独自の国際競争力を形成し、効率的かつ廉価で迅速に市場を手中におさめ、確固とした市場地位を築いている。

一方、発展の遅れた中国企業の多くがこの30年間で引き受けてきたのは、先進国やアジアの「四小龍」(NIES: 香港・韓国・台湾・シンガポール)、「四小虎」(ASEAN4: タイ・マレーシア・インドネシア・フィリピン)の国・地域からの移転産業である。

これらの産業は技術水準が全体的に低く、熾烈な中国国内市場競争の中で利益率も下がってきている。また、中国企業は資本蓄積が十分でない⁹ために、先進国市場開拓を躊躇する傾向がある。

b. 中国企業の日本の投資環境に対する準備が不十分である

中国企業は言葉の問題もあり、日本の法令や政府の管理上の政策に対する理解が不十分である。日本の税制や法制度は複雑である。税目も多く、所得税・法人税・消費税・印紙税・登録税があり、地方税の中には、都道府県税・事業税・市町村税・固定資産税・不動産取得税・地方消費税などがある。

中国企業は関連法令に対する理解が不十分であることに加え、多額の費用を払って専門の仲介サービス業者を依頼して事前準備を行うことを嫌う傾向がある。

⁹ (筆者注) 国家レベルでは資本蓄積が進んでいるが、企業レベルでは、まだ資本蓄積が不十分という意味と考えられる。

第4章. アジア域内投資において日中協力が期待される分野（商務部研究院）

中国と日本は地域の経済大国として、アジア地域の経済発展にますます大きな役割を果たしていくことが期待される。具体的には主に以下の3点が挙げられる。

① 資金供給（外貨準備高の活用）

2009年5月、日中韓はインドネシア・バリ島において、2000年から進められている「チェンマイ・イニシアティブ」について日本と中国が各384億ドル、韓国が192億ドルを出資するという合意をした。「チェンマイ・イニシアティブ」とは、1997年～1998年のアジア通貨危機のような事態を避けるべく、必要な外貨が不足し通貨危機に陥ったメンバー国に対し貸借方式で資金援助を行うための仕組みである。

2009年末現在の中国と日本の外貨準備高は中国が世界1位（2兆3,992億ドル）、日本が2位（1兆48億ドル）であり、中国一国の外貨準備高だけで世界2位から8位の国・地域の総額に相当する。

日中両国は、巨額の外貨準備高を有効に活用する必要があり、また巨額の資金援助が必要な重要プロジェクトで重要な役割を果たす能力がある。

② インフラ整備

ヨーロッパ諸国と比べると、アジア諸国のインフラ整備は遅れており、交通・通信・エネルギー採掘・輸送分野でインフラ上の制約をかなり受けている。日中両国の政府と企業がこれらの分野で連携し、投資相手国の経済発展に基づくアジア全体の経済融合という点で大きな役割を發揮することができる。

③ 産業・企業連携

総体的に見て、中国企業が従来型製造業で強い競争力を有しているのに対し、日本企業はハイテク産業の競争力が強い。したがって、日中両国の企業は連携することで互いに補完し合い、さまざまなレベルの消費ニーズに応えることが可能で、共により良く発展していくことができる。

解説（みずほ総合研究所）

商務部研究院が執筆した第1章～第4章に関し、章毎のポイントを解説して結びとする。

第1章. 中国の対外投資動向

(1) 政策面～投資目的は、従来の「輸出競争力向上」に「開発援助」が加わる～

近年の中国企業の対外投資拡大の契機は、第16回党大会（2002年11月）で、中国政府が「走出去」戦略を打ち出したことにある。2000年代前半の時点では、対外投資によって「グローバル企業と自主ブランドを育て、輸出競争力を高める」ことが重視されていた。レノボによるIBMのPC部門買収（2004年）に代表されるように、先進国企業の有力ブランド・技術を獲得することで輸出競争力を向上させることが、海外投資の主要目的であったと考えられる（図表6）。

2000年代後半に入ると、パキスタンにおける「海外経済貿易協力区」建設（2006年12月開業）、「アフリカ開発基金」の創設（2007年7月）など、中国政府による途上国・新興国向けの投資も重視されるようになった。第17回党大会（2007年11月）では、「国際経済協力及び競争面で新たな優位性を獲得する」という新方針が明確に打ち出され、「走出去」戦略の目的として、従来の輸出競争力強化に、開発援助の要素が加えられた。2009年8月には、「ASEAN投資協力基金」を創設するなど、中国政府は、途上国・新興国向け企業進出の支援体制を強化している。

図表6 中国政府が打ち出した主な「走出去」関連政策

時期	基本方針	狙い	具体策
2000年代半ばまで	2002年11月 第16回党大会 「走出去」戦略が初めて打ち出された。	企業の対外投資を奨励・支援することで、製品と労働力の輸出を促進し、実力を備えたグローバル企業とブランドを作り上げる。	2004年7月 「対外投資国（地域）別産業指導目録」を制定（2005年に目録（二）、2007年に目録（三）を追加） 2005年6月 「輸出ブランド発展支援に関する指導意見」を発表
2000年代半ば以降	2007年11月 第17回党大会 「走出去」戦略に「開発援助」が付け加えられた。	経済のグローバル化という条件下で、国際経済協力及び競争面で新たな優位性を獲得する。	2006年12月 パキスタンにおいて「海外経済貿易協力区」開業 2007年7月 「中国アフリカ開発基金」を創設 2009年8月 「中国ASEAN投資協力基金」を創設

（資料） 商務部研究院執筆の第1章より、みずほ総合研究所作成

(2) マクロ環境面～外貨準備高の急増で、中国政府は企業の海外進出を支援可能に～

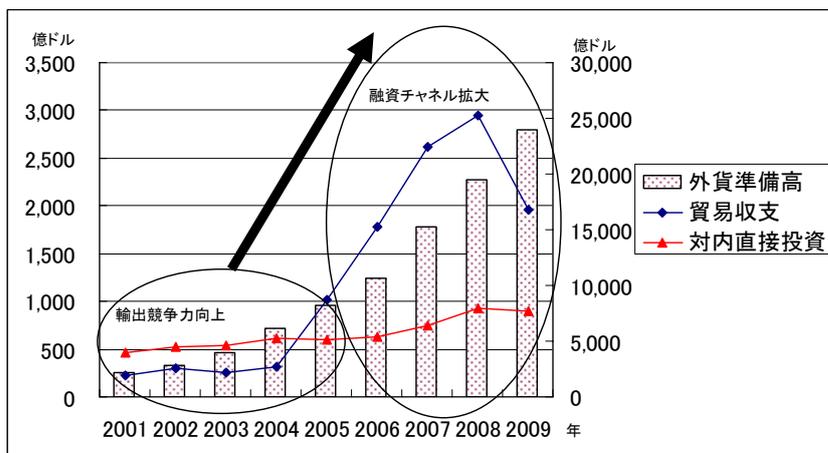
中国政府が、中国企業の海外進出支援を積極化している背景には、累積経常黒字（主に貿易黒字拡大）と対内直接投資の増加により、潤沢な外貨準備高を有するようになったことも大きな要因と考えられる。

2000年代前半まで、中国の対外貿易は、輸出の拡大と共に、その生産に用いられる部品・原材料輸入も拡大したために貿易黒字は伸び悩んでいた（図表7）。そのため、第16回党大会（2002年11月）時点では、輸出製品の付加価値を上げて競争力を強化する必要性から、海外ブランド・技術を獲得することが重視されていた。

2000年代半ばに入ると対内外国直接投資の受入拡大によって、中国国内に裾野産業が形成され、製品生産に必要な部品・原材料を、中国国内で調達できるようになった。こうした環境変化が、貿易構造の変化をもたらして貿易黒字が拡大、並行して外貨準備高も急増することとなった。

第17回党大会（2007年11月）時点になると、中国政府は、潤沢になった外貨準備高を活用して企業の対外投資を支援することが可能となり、融資チャネルを拡充（対外融資規制緩和・開発基金創設など）し、企業の対外投資を積極的に後押しするようになった。

図表7 中国の貿易黒字額と外貨準備高推移



(注) 左軸：貿易収支・対内直接投資、右軸：外貨準備高

(資料) CEIC データ

第2章 中国の対アジア投資動向

(1) 投資額～「中華圏」、「途上国」、「新興国」、「先進国」の順に大きい～

中国の対外投資が拡大する中で、増加が著しいのはアジア向けである。商務部研究院は、中国がアジアを投資先として重視している理由として、①距離的な近さ、②文化的な近さ、③補完関係¹⁰の3点を挙げている。

アジアの中で最も投資金額が大きいのは中華圏である。とりわけ香港には、アジア向け投資の実に8割超が集中している（図表8）。商務部研究院は、「中国本土企業の香港投資は膨大な数に上り、大部分が香港を基盤に国際事業を発展させている」と述べており、香港は、中国企業の対外投資のゲートウェイとなっているようだ（香港経由の第三国・地域投資に関する統計が無いため、同研究院も詳細を把握していないとのこと）。香港に続くのは、シンガポール（人口の8割弱が華人）・マカオである。同胞であることに加え、地理的な近さ、文化的な近さが、中華圏における投資拡大の要因と考えられる。

次に、途上国・新興国向け投資である。カザフスタン、パキスタン、モンゴル、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ベトナム、アフガニスタン、インドへの投資が急拡大している。開発援助（工業団地の建設など）の増加や、これらの国々の所得水準が比較的中国に近く、中国製品が受け入れられ易いことが、投資拡大の要因と考えられる。

日韓向けに関しては、中華圏、途上国・新興国に比べ、現時点では小規模投資にとどまっているといえよう¹¹。

図表8 中国企業の対アジア投資（フロー）推移

（単位：100万ドル）

区分	国・地域	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
全体	-	2,855	5,498	12,261	21,164	26,506	55,907
全アジア	-	1,505	3,014	4,484	7,663	16,593	43,548
中華圏	香港	1,149	2,628	3,420	6,931	13,732	38,640
	シンガポール	▲ 3	48	20	132	398	1,551
	マカオ	32	27	8	▲ 43	47	643
途上国・新興国	カザフスタン	3	2	95	46	280	496
	パキスタン	10	1	4	▲ 62	911	265
	モンゴル	4	40	52	82	196	239
	ミャンマー	0	4	12	13	92	233
	カンボジア	22	30	5	10	64	205
	インドネシア	27	62	12	57	99	174
	ベトナム	13	17	21	44	111	120
	アフガニスタン	0	0	0	0	0	114
	インド	0	0	11	6	22	102
先進国	韓国	154	40	589	27	57	97
	日本	7	15	17	39	39	59

（注1）アジア各国・地域の内、2008年の上位14位。

（注2）マイナスとなっているのは、認可取消分と推測される。

（資料）CEIC

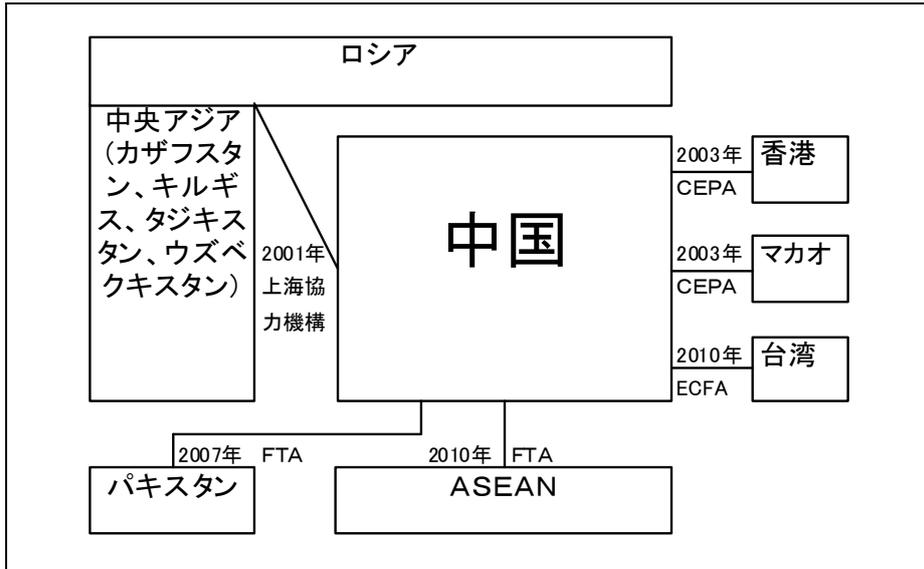
¹⁰ 中国は開発援助を行なって市場を獲得、途上国・新興国は中国資本を受け入れてインフラ整備および経済成長を推進。

¹¹ 韓国向けが2005年に急増しているのは、大型M&Aの実施（上海汽車による双龍自動車買収）による一時的要因。

(2) 経済連携強化とアジア投資の関係～周辺国・地域との協定締結が投資の呼び水に～

中国企業の対アジア投資が、中華圏¹²および途上国・新興国¹³向けに急増している背景には、これらの諸国・地域との間で経済連携協定が締結されていることもあるようだ(図表 9)。経済連携協定によって、貿易自由化および投資権益保護などの法整備が進められていることが、中国企業による当該諸国・地域への投資拡大に繋がっていると考えられる。

図表 9 近隣諸国・地域との経済連携を進める中国



(資料) 商務部研究院執筆の第2章より、みずほ総合研究所作成

¹² 2010年6月29日には、台湾とECFAを締結、9月12日に発効した。

¹³ 2007年8月、上海協力機構加盟国は「多国間経済貿易の協力要綱」を締結、協力範囲を安全保障分野から経済分野に拡大している。

第3章. 中国の対日投資可能性～ハードルは高いが、ポテンシャルも高い～

商務部研究院は、「現時点においては、日本市場への参入は困難と考えている中国企業が多い」と指摘している。日本の高コスト、厳しい就労ビザ発給条件、保守的な企業風土などが、対日投資上の障壁になっていると中国企業に受け止められているためであり、中国企業の日本市場に対する理解も不足しているようである。

一方で、同研究院は、「中国企業による対日投資のポテンシャルは高い」とも指摘している。「中国の巨大市場・労働力・資金」と「日本の高い技術・ブランド・経営ノウハウ」の間に相互補完関係が成立するためである（図表 10）。

図表 10 中国企業の対日投資事例

中国企業	補完関係	日本企業
「尚徳電力」	汎用技術・原材料調達力⇔住宅モジュール技術	「MSK」
「蘇寧電器」	中国市場（訪日客を含む）⇔日本式経営ノウハウ	「ラオックス」
「山東如意」	中国市場⇔日本ブランド	「レナウン」

（資料）みずほ総合研究所作成

中国企業は、経済成長に伴って、投資に必要となる資金力や技術吸収力を高めている。一方、日本企業は、国内経済の低迷から、「高度な技術」や「ブランド力」を有しながらも業績が伸び悩んでおり、中国資本の受け入れによって、成長する中国市場へのアクセスが容易になるというメリットがある。さらに、中国企業がアジア投資を拡大している状況を踏まえれば、市場アクセス先が、将来的に、中国からアジア全域へと広がる展開も期待できよう。

これまでの日中間の投資資金の流れは、日本から中国への一方的なものであったが、今後は、中国から日本への投資も増えるだろう。

第4章. アジア域内において日中協力が期待される分野～資金協力を通じインフラ整備～

商務部研究院は、中国がアジアにおける対外投資を拡大するにあたって日本と協力できる分野について、資金提供、インフラ整備、産業・企業連携を挙げている。

アジアにはインフラが未整備である国が多く、日中の資金協力によるインフラ整備は、域内の経済成長に大いに貢献しうると考えられる。また、アジアには先進国から途上国まで多様な所得水準の国が混在しており、ハイエンドからローエンドまで多様な消費ニーズがある。日中の産業・企業連携によってこうしたアジアの市場開拓に取り組み、Win-Win関係を構築することは、十分可能とみられる。

結び（みずほ総合研究所）

「世界の工場」として、積極的に外資導入を図ってきた中国は、輸出競争力を高めることで貿易黒字を積み上げ、2000年代半ば以降、潤沢な外貨準備高を保有するようになった。中国は、この潤沢な外貨準備高を活用して積極的に对外投资を行うようになっており、「投資大国」への道を歩み始めている。投資先としては、地理的にも文化的にも近いアジア諸国・地域を最重視しており、同胞である中華圏や、中国製品のニーズが強いASEAN・中央アジア諸国などへの投資を急速に伸ばしている。日本への投資も、近年、「蘇寧電器によるラオックス買収」や「山東如意によるレナウンへの戦略出資」など、目を引く案件がみられるようになってきている。

商務部研究院は、対日投資は中華圏やアジアの途上国・新興国向けに比べるとまだ少ないが、ポテンシャルは高いと指摘している。中国企業が、日本企業の「高度な技術」・「ブランド力」・「経営ノウハウ」を高く評価しており、日本企業へ投資することで、自社の競争力を高めることができると認識しているためである。日本企業にとっても、中国資本の受け入れによって、中国市場へのアクセスが容易になるというメリットがある。中国企業がアジア投資を拡大する状況下、将来的には、中国にとどまらず、アジア全域への展開を視野に入れることも可能であろう。

日本企業の中には、中国企業の日本を含むアジアへの投資拡大を警戒する声もある。しかしながら、アジア域内において、日中政府が資金協力を行ってインフラ整備を図り、日中産業・企業が連携してローエンドからハイエンドまでの幅広い製品の投入を図れば、日中 Win-Win 関係の構築は十分可能であろう。

中国企業は、自国の経済成長に伴って資金力や技術力を高めており、投資を拡大していくとみられる。「投資大国」への道を歩み始めた中国企業と連携してアジア市場開拓に共同で取り込むことは、日本企業にとって有力な選択肢の一つとなりそうだ。

以上

（みずほ総合研究所 アジア調査部 主任研究委員 酒向 浩二）

本レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本レポートは、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

本レポートの情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。